

第4章 地域がめざすべき広域景観づくりの基本的な方向性の検討

1 広域景観づくりの基本的な方向性

- (1)「代表的な視点場等からの海岸景観，眺望の保全と調和を図る」
- (2)「花園花貫県立自然公園としての品格を高める」
- (3)「隠れた景観資源の発掘とネットワークの形成を図る」
- (4)「調和のとれた美しい街並み景観をつくる」
- (5)「景観形成への意識の醸成を図る」

2 基本的な方向性

- (1)「代表的な視点場等からの海岸景観，眺望の保全と調和を図る」

1) 視点場までのスムーズなアクセスを確保する案内標識等の整備

北茨城市から日立市鵜の岬・伊師浜周辺にかけての海岸線は，変化に富んだ海食崖や磯，砂浜が連続する美しい海岸景観を有し，3市の主な視点場（眺望地点）は，既に都市公園・緑地や美術館，海岸環境整備事業等で整備されており，地域住民や観光客が海岸景観や眺望を楽しむことができる憩いの場となっている。

今後の取組みとしては，主な視点場へのスムーズなアクセスを確保するための総合案内板・道標等のサイン類の充実やバリアフリー対応の園路整備，優れた海岸景観の眺望を楽しむことができる新たな視点場の整備が必要になると考えられる。

2) これまで整備された視点場及び周辺の維持管理への住民参加

これまで様々な事業により，視点場やその周辺の環境整備，海岸の整備は行われてきており，今後は市民自らがこれらの視点場や海岸・海浜部のゴミ清掃等の環境美化活動に参加する仕組みやプログラム，体制等について，景観マネジメントの視点にたった取り組みが必要と考えられる。

その他，主な視点場からの眺望を継続的に確保していくために，眺望域や視線上の見通しを遮る樹林地管理について，自然環境の保護対策との調整を図り，樹林地の間伐や択伐等の維持管理が必要である。

- ・視点場までのスムーズなアクセスを確保する案内標識等の整備
- ・これまで整備された視点場及び周辺の維持管理への住民参加
- ・良好な眺望を確保するための樹林地管理



【五浦地区(北茨城市)】



【伊師浜海岸(日立市)】

(2)「花園花貫県立自然公園としての品格を高める」

1) 総合的な景観施策の展開

県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、県民が自然公園を快適に利用できるような必要な施設を整備し、県民の保健・休養及び教化に役立てることを目的として、県土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたもので、現在、茨城県には9箇所の県立自然公園がある。

北茨城市から日立市までの県北海岸を含む花園花貫県立自然公園は、県の北東部の準平原化した山間部及び五浦とその南部の鵜の岬・伊師浜海岸の約28kmが公園区域指定され、美しい海岸線は本県を代表する景勝地として多くの観光客が訪れる他、県内有数の初日の出を楽しむ眺望地点、海水浴場として親しまれている。

3市に共通する良好な海岸景観を保全・活用していくためには、海岸及び周辺部においては建築物や工作物、開発行為等の共通した景観形成基準の検討や、3市が独自に取り組んで成果を挙げているボランティア活動のノウハウの共有化など、良好な景観の規制・誘導と保全のための総合的な景観施策を展開する必要がある。

2) 調和のとれた沿道景観の形成

県内有数の観光地を形成している県北海岸及び紅葉の名所である山間部の渓谷は、県内外から多くの観光客が訪れている。

地域の景勝地や観光施設、海水浴場を訪れるマイカーや観光バス利用の来訪者にと

って、目的地に向かう車窓からの沿道景観は地域を印象づける重要な景観構成要素であり、地域のイメージアップと魅力づくりに大きく貢献する。

そのため、幹線道路や高速道路 IC 周辺はもちろんのこと、地域の代表的な海岸の景勝地や花園・花貫溪谷、主な観光施設や美術館等へのアクセス道路については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、周辺景観と調和した道路標識等の公共サイン、老朽化したガードレール等の道路構造物の維持管理、街路樹等の道路緑化の推進の他、沿道景観に影響を及ぼす屋外広告物の適正表示や配置など、景観に配慮した道路整備を推進することが必要である。

- ・ 3市が連携した総合的な景観施策の展開
- ・ 景観に配慮した道路整備（道路標識・ガードレール等の整備・道路緑化の推進等）
- ・ 屋外広告物の仕様・適正表示や配置 等



【花貫溪谷(高萩市)】



【五浦海岸線(北茨城市)】

(3)「隠れた景観資源の発掘とネットワークの形成を図る」

1) 海を感じることができる景観づくり

県北海岸は、海食崖の崖上からの雄大な太平洋の眺望や砂浜の鳴き砂、海岸に打ち寄せる波の音や潮の香り等を含め、五感で海を感じることができる特徴があり、それらを積極的に活かす工夫を検討する必要がある。

そのため、海食崖等の海岸線を安全で、快適にハイキングや眺望が楽しめるハイキングコースや眺望園地の整備の他、市民参加による隠れた眺望地点や海岸周辺の遺跡・文化財等の景観資源を発掘するなど、3市に跨がって続く海岸線の特徴を活かした周遊ネットワークの形成を図る。

2) 歴史を感じることができる街並み・街道の活用

3 市に共通する広域景観資源として注目されてはいなかったが、海岸沿いを走る陸前浜街道（旧道）は隠れた景観資源である。江戸時代には相馬藩や磐城平藩の参勤交代に利用されていた脇街道として知られており、関係市においてはウォーキングラリーやハイキング等のイベントに活用している。

この街道筋には歴史を感じさせる様々な景観資源が分布しており、これらの景観資源とのネットワークを形成して、郷土の再発見や歴史的・文化的資源を活用した景観まちづくりや地域づくりについて検討する必要がある。

3 市公認のウォーキング・ハイキングコースの整備にあたっては、関係市が連携して統一デザインによる道標・案内板・解説板等のサイン類の整備やコース設定・コース名称の愛称等の検討が考えられる。

3) 景観形成基準・景観ガイドラインに基づく規制・誘導

歴史的な雰囲気や地域の生活文化が漂う街並みを保全するためには、歴史的な街並み景観を損なう建築物等の外観・色彩，高さ等の規制・誘導の景観形成基準や景観ガイドラインの作成，周辺景観との調和を図るための電線地中化，陸前浜街道筋の松並木の復元をテーマにした道路緑化の推進，一里塚周辺のポケットパークについて検討する必要がある

高萩市松岡地区では、歴史的遺産を活かした「まちなみ景観ガイドライン」を策定し、景観重点整備路線及び景観重点整備地区，景観形成地区を指定して、道路・河川・水路等の景観に配慮した公共事業や公共空間と私的空間の接点となる生垣や塀，土留め等の外構整備に取り組んでいる。しかしながら、関係市全体としては、歴史性や郷土性を踏まえた景観まちづくりへの取り組みは遅れており、景観計画の策定を通じて市民を巻き込んだ検討が待たれるところである。

4) 重要な景観木の後継樹対策

街道筋を中心に、地域の歴史を見守ってきた大木や老木等の重要な景観木については、日立市にある独立行政法人 森林総合研究所林木育種センター「林木遺伝子銀行 110 番」のサービスとのタイアップを図りながら、後継樹クローンの増殖・育成等について検討する必要がある。

特に、地域のシンボルとなっている大木や松並木，一里塚の樹木等については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木として指定するなど、地域の歴史や生活文化が漂う街並みの保全・活用が考えられる。

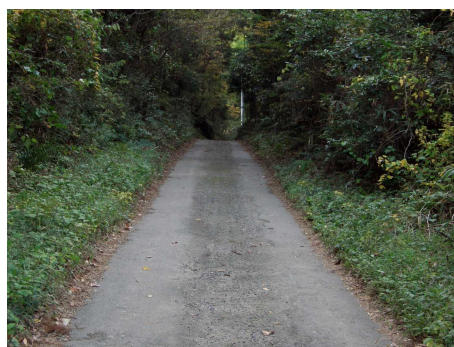
- ・ 景観上重要な建造物・樹木の保存・活用
- ・ 景観に配慮した旧街道等の道路整備，道標・案内板等の整備
- ・ 後継樹対策や歴史的自然を活かした環境整備等



【松岡地区歴史的街並み（高萩市）】



【平潟地区街並み（北茨城市）】



【陸前浜街道（日立市）】



【海岸線の万葉の道（高萩市）】



【八坂神社のシイ大木（北茨城市）】

(4)「調和のとれた美しい街並み景観をつくる」

1) 景観形成基準に基づく良好な景観の規制・誘導

県北海岸・溪谷エリアにおいては、県内外から訪れる人々の回遊性を高めるとともに、都市と自然景観が融合した景観形成を図るため、3市が連携して都市の顔・玄関口となる地区の景観整備にも努める必要がある。

そのため、歩行者や高齢者・障害者、来訪者等にも配慮した市街地環境整備の他、活力のある商業地形成と併せて、景観法に基づく景観形成基準を作成し、建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等の規制・誘導を図る必要がある。

2) 屋外広告物の規制・誘導

市街地の景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物（屋上利用広告物・壁面利用広告物・沿道の野立広告等）については、法令（県屋外広告物条例）に基づく適正な表示等の規制・誘導を図るため、地域の特性を踏まえた適切な規制を図り、景観法に基づき景観行政団体自らが屋外広告物条例を制定することも検討する必要がある。

3) 賑わいのある駅前や中心市街地・駅前広場の景観形成

市街地の良好な都市景観の形成に向けて、道路景観と一体となって人が集まる都心部の広場・歩行者空間、駅前広場等は、街の顔や玄関口を形成する重要な場所である。

このような場所や空間においては、市街地環境整備と一体となって良好な景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物は勿論のこと、街並みの景観形成基準・景観ガイドラインに基づく適切な規制・誘導の他、街路樹等の道路緑化の推進、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリーの道路整備等を検討し、美しい都市景観の創出に努める必要がある。

- ・周辺と調和した建築物等の形態意匠等の規制・誘導
- ・屋外広告物の適正表示（景観行政団体独自条例の制定等含む。）
- ・良好な沿道景観，都心部の広場・駅前広場等の都市景観の形成



【国道6号の無電柱化（日上市）】



【平和通りの桜並木（日上市）】

(5)「景観形成への意識の醸成を図る」

1) 普及啓発の様々な取り組み

良好な景観を形成していくためには、海岸の眺望や溪谷美等の良好な広域景観が市民や地域の貴重な財産であることの啓発に努め、市のホームページなどにより海岸景観等の景観形成に関するトピックや行政の取り組み、市民や NPO・ボランティア団体等の活動状況等についての情報発信等を広く PR し、多くの市民に景観まちづくりや地域づくりへの関心を高めることも重要である。

また、3 市が協働して各種団体等との連携を図りながら、優れた眺望景観が楽しめる視点場を巡るツアー・ウォーキングイベント、市民が見た優れた海岸景観のベストビューコンテスト、海岸フォトコンテスト等の開催など、地域の広域景観の素晴らしさの再発見やイメージアップにつながる取り組みを検討する必要がある。

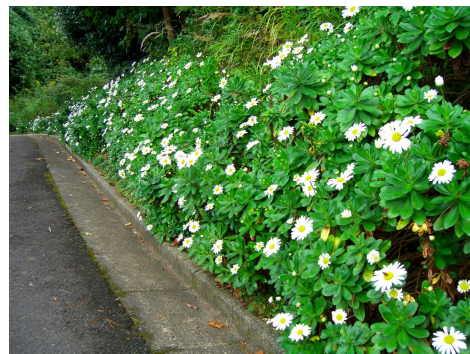
2) 市民活動を支え・称える取組み

良好な海岸景観の保全と海岸の利用促進を図るために、市民や民間企業・事業者、NPO・ボランティア団体等の海岸のゴミ清掃等の身近な環境美化活動への取組みや景観まちづくりや地域づくり活動に対し、その活動成果や功績を称え表彰する他、国や県・市、各種団体、企業等が行っている様々な顕彰制度への推薦や情報提供などを積極的に行い、活動する団体やグループの生き甲斐づくりと継続的な活動を支援することも検討する必要がある。

- ・HPなどを活用した海岸や溪谷等広域景観情報や、行政や市民等の活動の取り組みに関する情報発信
- ・優れた眺望景観を活かしたイベント等の開催
- ・景観形成に係る市民活動の推進とそれらの活動の様々な支援



【泉丘中学校の清掃活動（日立市）】



【住民参加による沿道緑化（北茨城市）】

まちづくりに関連する主な顕彰制度

顕彰制度	概要
緑の都市賞	(財)都市緑化基金，読売新聞社主催 ・明日の緑豊かな都市づくり・まちづくりをめざし，樹木や花などの「みどり」を用いた環境の改善，景観の向上等に取り組み，緑化や緑の保全に有効な効果をあげている地域団体・企業・公共団体等の団体を表彰する。
緑のデザイン賞	(財)都市緑化基金，第一生命(相)主催 ・地域社会の質的向上をめざし，全国の公共団体・民間団体から新たに提案される緑化プランを募集し，毎年7～8件の優秀なプランに対して表彰と事業支援を行う。
花のまちづくりコンクール	花のまちづくりコンクール推進協議会主催 ・日本中のまち，むらにおいて「通り」「広場」「住宅街」「まちかど」等に花やみどりをを用いて美しい，潤いのある生活環境の創出を行っている個人・団体等を広く募集，表彰する。
都市公園コンクール	(社)日本公園緑地協会，国土交通省主催 ・技術水準の向上及び新たな時代の都市公園の創造に寄与するため，供用を開始している都市公園の設計・施工等に係る作品を広く募集し，特に優秀と認められた作品を表彰し，その功績をたたえる。
海事関係功労者表彰	国土交通省主催 ・「海の月間」の行事の一環として，永年にわたる海事関係事業に関わる功労や港内・海浜等の美化活動への尽力に対し，個人・団体等を表彰する。
都市景観大賞「美しいまちなみ賞」	「都市景観の日」実行委員会主催 ・NPO等のまちづくり組織と地方公共団体とが協働して美しいまちなみの形成を行っている優れた地区を対象に表彰し，広く紹介することにより，さらなる取り組みの契機づくりと全国での良好な景観の形成の推進をめざす。
地域づくり総務大臣表彰	総務省主催 ・地域の個性豊かな発想を活かし，魅力ある地域づくりを積極的に推進している功績のあった市町村・地域づくり団体・個人を表彰し，その功績をたたえる。
手づくり郷土賞	国土交通省主催 ・地域の魅力や個性を創出している，良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果を発掘・評価し，表彰することにより好事例を広く紹介し，個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取り組みの推進をめざす。
まちづくりグリーンリボン賞	茨城県主催 ・まちづくりについて県民の理解と協力を得ることを目的に，周囲の景観に配慮した建築物や優れた住環境の整備，各種のまちづくり活動の実践などまちづくりに功績のあった方々を表彰する。
まちづくりグッドサイン賞	茨城県主催 ・まちづくりについて県民の理解と協力を得ることを目的に，景観に配慮した屋外広告物を設置した方々を表彰する。